九号	二八三、三〇〇円
十号	二七四、五〇〇円
十一号	二六九、一〇〇円
十二号	二六五、三〇〇円
簡易裁判所判事 一号	八二九、〇〇〇円
二号	七一六、〇〇〇円
三号	六四四、〇〇〇円
四号	五八四、〇〇〇円
五号	四六二、〇〇〇円
六号	四四三、九〇〇円
七号	四〇九、〇〇〇円
八号	三九〇、八〇〇円
九号	三六六、三〇〇円
十号	三三九、七〇〇円
十一号	三二五、三〇〇円
十二号	三〇九、〇〇〇円
十三号	三〇〇、一〇〇円
十四号	二八三、三〇〇円
十五号	二七四、五〇〇円
十六号	二六九、一〇〇円
十七号	二六五、三〇〇円

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3　新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

法務大臣　鈴木　馨祐
内閣総理大臣　石破　茂

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和六年十二月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第七十七号

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「六十三万六千円」を「六十四万四千円」に改める。

別表（第二条関係）

区分	俸給月額
検事総長	一、四八六、〇〇〇円
次長検事	一、二一六、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	一、三二一、〇〇〇円
その他の検事長	一、二一六、〇〇〇円
検事 一号	一、一九一、〇〇〇円
二号	一、〇四九、〇〇〇円
三号	九七九、〇〇〇円
四号	八二九、〇〇〇円
五号	七一六、〇〇〇円
六号	六四四、〇〇〇円
七号	五八四、〇〇〇円
八号	五二六、〇〇〇円
九号	四二八、六〇〇円
十号	三九四、九〇〇円
十一号	三七二、四〇〇円
十二号	三四九、六〇〇円
十三号	三三〇、三〇〇円
十四号	三一七、六〇〇円
十五号	三〇三、三〇〇円